

長崎労働局発表
平成22年7月2日

担	長崎労働局労働基準部監督課 監督課長 大屋 勝紀 監察監督官 田中 謙吉
当	電話 095-801-0030

“ほっとウィーク”

夏の連続休暇でココロとカラダをリフレッシュ

厚生労働省では、勤労者のゆとりある生活の実現のため連続休暇の普及・拡大を推進しているところです。

特に、夏季は暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族とのふれあいを深めることができる良い機会となることから、夏季における連続休暇には大きな意義があると考えられます。

このため、長崎労働局では、**夏季における連続休暇の意義と活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に「ほっとウィーク」をキャッチフレーズとし、夏季における連続休暇の普及・拡大を図るため下記の取組を行っております。**

また「長崎県仕事と生活の調和推進プログラム」においては、長崎県内の労働者の年次有給休暇の取得率が全国平均と比べて低いことを踏まえ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇の計画的取得を呼びかけています。

記

- 1 県内各種団体（87団体）に対し「ほっとウィーク」に関する広報依頼を実施（別紙参照）
 - ・ 地方公共団体 22団体
 - ・ 商工会議所、商工会 33団体
 - ・ 経営者団体 32団体
- 2 県内の公共交通機関（3社）に対し「ほっとウィーク」に関するリーフレットの掲示依頼を実施

長崎県内の企業における夏季休暇の取得事例(平成22年度)

【夏季休暇】

1 株式会社佐世保玉屋(佐世保市)

サービス業であるため、土日を休日にすることはできませんが、個人休暇として1週間の連続休暇を半期に一度取得できるようにしています。

また、初盆休暇(有給の特別休暇)を8月15日に設定しています。

2 西部道路株式会社(佐世保市)

年次有給休暇の計画的付与、特別休暇(有給)と組み合わせることにより、9連休の夏季休暇を予定しています。

年末にも年次有給休暇の計画的付与(2日)と特別休暇(5~6日)を組み合わせることにより連続休暇を取得できるようにしています。

〈8月〉 9連休(予定)

日	月	火	水	木	金	土	日	月
8	9	10	11	12	13	14	15	16
休	年	年	年	特	特	特	休	特

「休」: 会社が定めた休日、「年」: 年次有給休暇の計画的付与
「特」: 特別休暇(有給)

3 長崎新聞社(長崎市)

夏季休暇として4日間の特別休暇(有給)を付与しています。会社が定めた休日と組み合わせると最大9連休の取得も可能となります。

また、冬季休暇として4日間の特別休暇(有給)を付与しています。

〈7月〉 最大9連休も取得可能

土	日	月	火	水	木	金	土	日
17	18	19	20	21	22	23	24	25
休	休	休	特	特	特	特	休	休

「休」: 会社が定めた休日、「特」: 特別休暇(有給)

4 三菱重工業株式会社 長崎造船所(長崎市)

7月と8月の2回、夏季休暇を計画しています。

〈7月〉 5連休

土	日	月	火	水
24	25	26	27	28
休	休	特	年	年

〈8月〉 4連休

金	土	日	月
13	14	15	16
年	休	休	年

「休」: 会社が定めた休日、「年」: 年次有給休暇の計画的付与、
「特」: 特別休暇(有給)

5 三菱電機株式会社 長崎製作所（西彼杵群時津町）

7月と8月の2回、夏季休暇を計画しています。

〈7月〉 5連休

土	日	月	火	水
17	18	19	20	21
休	休	休	年	休

〈8月〉 10連休

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
休	休	年	年	年	休	休	休	休	休

「休」：会社が定めた休日、「年」：年次有給休暇の計画的付与

【その他の連続休暇】

1 チョーコー醤油株式会社（長崎市）

リフレッシュ休暇として勤続10年以上の社員に年次有給休暇の中から連続して5日間取得することができる制度を設け、前後の土日(所定休日)との組み合わせで、連続9日間の休暇が取得できるようにしています。

2 金融業（長崎県）

店舗を閉店することができないため次のような制度を導入し、連続休暇の取得、年次有給休暇の取得率向上に努めています。

1年間のうちで、連続5日以上 of 年次有給休暇を行員ほか支店長を含めて取得することとしています。

土日の休日に年次有給休暇を2日付けることができる「リフレッシュ休暇」を設けております。

四半期毎（7～9月、10～12月、1～3月、4～6月）に1日、年次有給休暇の取得する「シーズンスポット休暇」を設けています。

一口メモ

【年次有給休暇の計画的付与】

各労働者が取得できる法定の年次有給休暇のうち、5日を超える日数分については、労使協定を締結していつ使用するかの時季を事前に決めておけば、その定めに従って付与することができます（労働基準法第39条第5項）。夏・冬の休業日、祝日等を組み合わせて計画的な年休の取得を可能とする制度です。



(参考2)

長崎県仕事と生活の調和推進プログラム(抜粋)

平成21年3月策定

計画的な年次有給休暇の取得を推進しよう

年次有給休暇の完全取得は、労働者の権利であると同時に、計画的な取得を進めることは、企業運営上も必要なことですし、労働者の勤労意欲や生産性の向上など企業にとっても大きな意味があります。

年次有給休暇が取りやすい雰囲気作りをしましょう。

休暇の取得を促進するための担当者を決めましょう。

年次有給休暇取得予定表の作成と情報の共有を図りましょう。

年次有給休暇の完全取得の実現に向けて、年間勤務割表を作成するなど、計画的な取り組みに努めましょう。

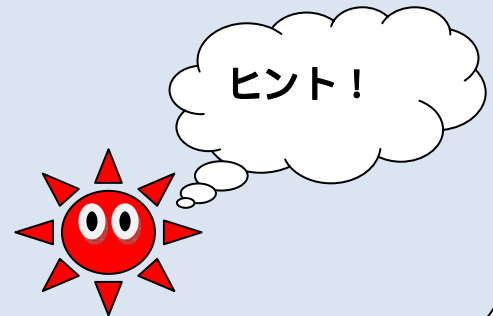
年次有給休暇取得促進の環境整備のために、休暇を取得するテーマを作ってみましょう。

- ・ 記念日休暇（結婚、誕生日、会社設立等）
- ・ リフレッシュ休暇
- ・ ボランティア休暇
- ・ 農繁期休暇等

休暇の使い方を考えてみましょう。

上司自ら実践しましょう。

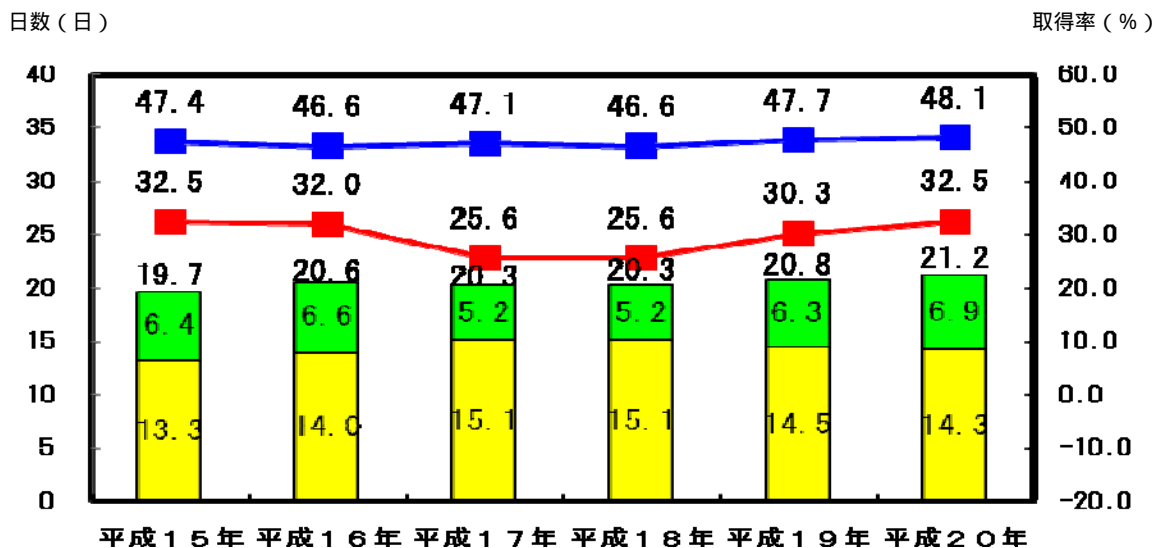
ポスターの掲示等環境づくりをしましょう。



(参考3)

全国・長崎県の有給休暇取得率

■ 付与日数
■ 取得日数
■ 取得率(長崎県)
■ 取得率(全国)



写

長崎労発基第504号
平成22年7月2日

〔各地方公共団体の長
各団体の長〕 殿

長崎労働局長

夏季における連続休暇「ほっとウィーク」の普及・拡大について（広報依頼）

時下、益々御盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働行政の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、厚生労働省では、従来から、勤労者のゆとりある生活の実現のため「ゆとり休暇推進要綱」を策定し、連続休暇の普及・拡大を推進しているところです。

特に、夏季は暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族とのふれあいを深めることができる良い機会となることから、夏季における連続休暇には大きな意義があると考えられます。

このため、本年度も夏季における連続休暇の意義と活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に「ほっとウィーク」をキャッチフレーズとし、夏季における連続休暇の普及・拡大を図ることとしております。

また「長崎県仕事と生活の調和推進プログラム」においては、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇の計画的取得を呼びかけています。

つきましては、別添のとおりリーフレットを送付しますので、貴職におかれましてもこの趣旨をご理解の上、来庁者への配布等のほか、広報掲載例を参考に広報誌等に記事を掲載いただく等、夏季における連続休暇の一層の普及・拡大にご協力くださいますようお願いいたします。

担当部署

長崎労働局労働基準部監督課

(.095-801-0030)

“ほっとウィーク”

夏の連続休暇でココロとカラダをリフレッシュ

夏季は暑さのために疲労しやすく、十分な休養が必要です。また、学校が休みに入ることから、家族との触れ合いを深める良い機会です。

このため、厚生労働省では、仕事と生活の調和の実現を図る観点から、「ほっとウィーク」をキャッチフレーズに、夏休み連続休暇の取得を呼びかけるとともに、平成20年3月に策定された「長崎県仕事と生活の調和推進プログラム」においても、同様の観点から、年次有給休暇の計画的取得を呼びかけています。

事業主と労働者の協力で例年より少し長い夏休み連続休暇に取り組んでみませんか。

長崎労働局労働基準部監督課